

会議録

会議の名称	令和7年度朝霞市青少年問題協議会	
開催日時	令和8年1月27日（火） 午前10時から11時30分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者の職・氏名	<p>【出席者 16名】</p> <p>松下 昌代会長、外山 麻貴委員、高堀 亮太郎委員 宇野 康幸委員、堤田 俊雄委員、奥山 雄三郎委員 高橋 松久委員、二見 隆久委員、松尾 哲委員 金子 二郎委員、佐藤 成美委員、渡邊 俊夫委員 原 賢治委員、金子 幸男委員、佐藤 順與委員 鈴木 千栄子委員</p> <p>【事務局 5名】</p> <p>高橋課長、川合課長補佐、荒谷係長、渡辺主任、榎本主任</p> <p>【説明者 2名】</p> <p>朝霞警察署 生活安全課 課長代理 根上 敦全 氏 朝霞市社会福祉協議会 高齢者・児童福祉課 専門員兼はまさき児童館長 赤澤 尚枝 氏</p>	
欠席者の職・氏名	佐藤 庸一委員、湯尾 明委員、唐松 善人委員、宮永 純子委員	
議題	<p>(1) 令和7年度青少年健全育成事業概要について</p> <p>(2) 朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向について</p> <p>(3) 朝霞市児童館における食事支援の取組について</p> <p>(4) その他</p>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・資料1 朝霞市青少年問題協議会設置条例 ・資料2 朝霞市青少年問題協議会委員名簿 ・資料3 傍聴要領 ・資料4 令和7年度青少年健全育成事業概要 ・資料5 令和7年度児童館事業実績報告書（月別） ・資料6 朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向 ・資料7 朝霞市児童館における食事支援事業の取り組みについて ・機関紙 「ひまわり」 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 会長による確認		

傍聴者の数	0人
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【事務局・高橋課長】

会議開会の前ではございますが、会議の進め方について説明いたします。

「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」により、本協議会は原則公開となっておりますので、本日の協議会は、開会前に傍聴人を傍聴席へ案内する運用といたします。また、会議の途中で傍聴希望人がいらっしゃった場合においても、傍聴要領に沿って定員までは入室していただきますので御了承ください。

なお、傍聴人につきましては、傍聴要領に記載された事項をお守りいただいた上で、傍聴をしていただくこととなります。守るべき事項に反する行為をされた場合には退場していただくことがございます。

会議の進め方については以上でございます。

開会までしばらくお待ちください。

【事務局・高橋課長】

皆様、改めましておはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度朝霞市青少年問題協議会を開会いたします。

はじめに、本協議会の会長であります松下市長より御挨拶を申し上げます。

【松下会長】

本日は、お忙しい中、令和7年度朝霞市青少年問題協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃より本市の青少年健全育成に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会が設置された昭和39年当時は、高度経済成長へと向かう中、本市においてもこどもの数が急増しており、社会全体で青少年の「指導」や「保護」に取り組むことが喫緊の課題であったと拝察いたします。

しかし、それから60年以上の時を経て、子どもたちを取り巻く環境は劇的に変化しています。少子化や核家族化に加え、スマートフォンの普及は子どもたちの生活を一変させました。SNSを介したトラブルにより、大人の目が届きにくい場所で子どもたちが犯罪に巻き込まれる危険性も高まっております。

一昨年、国は「こどもの居場所づくりに関する指針」を示しました。これは、学校や家庭以外に、「第三の居場所」を地域の中に整備することを求めています。本市におきましても、この指針を踏まえ、実効性のある施策を進めていく必要があると考えております。

委員の皆様におかれましては、日頃より現場で子どもたちと向き合っておられることと存じます。本日は、そうした現場ならではの視点から、忌憚のない御意見を賜りたいと思います。皆様のお声を、今後の施策へしっかりとつなげてまいる所存です。

結びに、本会議が実り多きものとなりますようお願い申し上げます。併せて皆様の御健勝を祈念いたしまして、開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願います。

【事務局・高橋課長】

会長ありがとうございました。議事に入ります前に、本日の会議資料について確認をさせていただきます。

事前に送付した資料といたしまして、

資料4 令和7年度青少年健全育成事業概要

資料5 令和7年度児童館事業実績報告（月別）

資料7 朝霞市児童館における食事支援事業の取り組みについて

また、本日机上に配付いたしました資料といたしまして、

会議次第

資料1 朝霞市青少年問題協議会設置条例

資料2 朝霞市青少年問題協議会委員名簿

資料3 傍聴要領

資料6 朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向

資料7 朝霞市児童館における食事支援事業の取り組みについて、こちらは先般配ったものと差し替えになります。

そして、青少年健全育成の機関紙「ひまわり」が一部でございます。

不足がある場合は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではお手元の資料2 朝霞市青少年問題協議会委員名簿を御覧ください。

初めて会議に出席される委員の方もいらっしゃいますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

【各委員、自己紹介】

ありがとうございました。

続きまして事務局の紹介をさせていただきます。

【事務局、自己紹介】

次に本日の議題について説明をしてくださる方を御紹介させていただきます。

まず、議題（2）朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向について、御説明いただくため、朝霞警察署生活安全課課長代理、根上敦全様でございます。

また、議題（3）朝霞市児童館における食事支援の取組について、御説明いただくため、朝霞市社会福祉協議会高齢者児童福祉課専門員兼はまさき児童館長、赤澤尚枝様でございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、朝霞市青少年問題協議会設置条例第6条第2項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、松下市長をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

【松下議長】

それでは規定によりまして、議長の職を務めさせていただきます。議事の円滑な進行に御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

はじめに、議題（1）「令和7年度青少年健全育成事業概要について」資料4及び資料5をお手元に御用意ください。

それでは、説明をよろしくお願いいたします。

【事務局・榎本主任】

それでは、議題（1）「令和7年度青少年健全育成事業概要について」説明します。

青少年健全育成事業は、こども・若者が安心して成長できる地域づくりのために、家庭・学校・地域・関係機関が協力して進める取組です。非行や被害を未然に防ぐ啓発活動、地域での見守りや巡回、悩みを抱えたときの相談・支援体制の充実に加え、学びや体

験、交流ができる居場所づくりを行うものでございます。

資料4の「令和7年度青少年健全育成事業概要」につきましては、今年度を実施、予定されている朝霞市の全庁各課で行われている、「青少年健全育成事業」及び「こどもに関する事業」について、照会し作成したものでございます。

19の所管課から回答をいただき、147事業について掲載をしております。

1ページを御覧ください。「青少年健全育成事業」につきましては、こども未来課及び青少年育成市民会議が協力し、各種事業を行っております。

上から4つ目に記載しております「青少年健全育成ふれあい体験事業」ですが、こちらの事業は「親子ふれあいハイキング」を実施しました。

その下に記載しております「青少年健全育成の集い」ですが、こちらの事業は小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に作文を募集し、選考された作文の発表会を実施しました。

さらにその下に記載しております「ふれあい標語募集」ですが、テーマに沿った標語を募集しました。

その他、中学生に多数参加いただいた駅頭での啓発キャンペーンなどを実施いたしました。

次に2ページ以降でございますが、全庁各課で行われた「こどもに関する事業」につきまして取りまとめております。

「朝霞市こども計画」にのっとり、こどもが自己肯定感を育むことや、生きる力を育むための体験機会の確保、こどもの居場所などを目的とした事業を実施しております。

次に10ページ以降でございますが、公民館や図書館、博物館での、こどもや親子を対象とした生涯学習事業を掲載しております。

学びの中からの世代間や地域間の交流、知識習得を目的とした事業を実施しております。

最後に、資料5としてありますが、児童館における事業を取りまとめた資料「令和7年度児童館事業実績報告書（月別）」として配付してございます。

本市では、6つの児童館において、地域特性や施設特性を活かしながら、数多くの事業を展開しております。

また、児童館には様々な状況を抱えた児童・生徒も来館することがあり、一人一人の状況に応じて早期につながり、切れ目のない支援を目指すため、新しい取組も開始しております。本日、この後に、朝霞市社会福祉協議会はまさき児童館長より、御報告・御説明をいただくこととなっております。説明は以上でございます。

【松下議長】

ただいま議題（1）について説明がありましたが、御意見、御質問等はございますか。
はい、外山委員。

【外山委員】

資料4で実施や中止について書いてあるんですけど、雨天による中止や育成不良のため中止というのは分かりますが、3ページのお届け講座の「LGBTQってなんだろう」と「女（ひと）と男（ひと）が輝いてー男女共同参画についてー」は実施が×になっていますが、参加希望者がいなかったということでしょうか。

【松下議長】

事務局お願いします。

【事務局・高橋課長】

こちらのあさか学習おとどけ講座につきましては、庁内各課が市民向けに講座を開くということで登録制になっておりまして、LGBTQの講座を登録していましたが市民から実施の御要望がなかったということで、×という表記になってございます。以上でございます。

【松下議長】

はい、外山委員。

【外山委員】

LGBTQはセンシティブな内容だと思いますが、周知不足でありあまり伝わっていないという可能性はないのでしょうか。

どういう経緯であさか学習おとどけ講座としてやろうということになったのか、説明していただきたいと思います。

【松下議長】

事務局お願いします。

【事務局・高橋課長】

こちらは女性センターで、あさか学習おとどけ講座として登録をしているものですが、広報周知につきましては、朝霞市生涯学習ガイドブックのコンパスというものを発行していて、その中にあさか学習おとどけ講座として、また、ホームページ等でも周知をしているものと思います。

女性センターでも男女平等の女（ひと）と男（ひと）セミナーというものをやっております、毎年テーマを決めて講座をやっていますが、必ずしも毎年LGBTQの講座を開催できるものではない中、市民の集まりですとかそういった場合でお話を聞きたい、そういう御要望もあるものと思ひまして、担当課の人権庶務課もメニュー化いたしまして、あさか学習おとどけ講座ということで登録をしているものでございます。

周知につきましては今後、生涯学習・スポーツ課とも連携を図っていくべきものと考えてございます。以上でございます。

【松下議長】

はい、外山委員。

【外山委員】

いつぐらいからやっていて、あさか学習おとどけ講座になってから実施した実績はありますか。

【松下議長】

事務局お願いします。

【事務局・高橋課長】

私は、10年以上前に生涯学習・スポーツ課や人権庶務課に勤務していたことがございまして、そのときから既に始まっていたものでございます。ただこのLGBTQにつきましては、平成に入ったあたりからその当時の社会的な課題ということで登録をした経緯がございまして、以上でございます。

【松下議長】

外山委員。

【外山委員】

あさか学習おとどけ講座になってから、この講座を開催したことはありますか。

【松下議長】

事務局お願いします。

【事務局・高橋課長】

こちらにつきましては、お調べしてお答えさせていただく形でよろしいでしょうか。申し訳ございません。

【松下議長】

よろしいでしょうか。ほかに御質問ございますか。

はい、金子委員。

【金子（幸）委員】

私の感想になりますが、私は青少年育成市民会議の事業にはいろいろ参加したので事業内容は分かったのですが、児童館が6館あり、この資料を見たところ多彩な事業を計画してよくできております。また、他の課においても青少年健全育成に関する事業がこれだけいろいろやっていると、私自身分からなかったのですが、本当に朝霞市は良かったなど、素晴らしいと思っております。ありがとうございます。

【松下議長】

ほかに御質問ございますか。

はい、高堀委員。

【高堀委員】

はい。ありがとうございます。

青少年健全育成事業ということで、様々な事業に取り組んでいらっしゃるということが分かる資料でした。

それで、市民からいろいろお伺いするのは、薬物に関する啓発はどうなっているのかということをお伺いしていますが、啓発をどのように進めているのかお伺いします。

【松下議長】

事務局お願いします。

【事務局・高橋課長】

薬物事案に関する啓発でございますが、こども未来課では青少年育成市民会議の皆様と青少年事業を実施する中で、過去に作った薬物乱用防止の記述があるリーフレットを配ったり、先ほど御説明にもあったとおり駅頭キャンペーン等で広く市民に周知をしたりしている状況でございます。また、本日は御欠席されておりますが、薬物事案につきましては朝霞保健所が行っているところもございますので、時には保健所から資料提供をいただきながら、周知啓発を中心に行っている部分でございます。もちろん教育委員会にも埼玉県教育委員会等から薬物に関する注意喚起のリーフレット等が届く場合がございます。

いますので、そういった場合は学校の児童、生徒に配布している、そのような状況でございます。

【松下議長】

はい、二見委員。

【二見委員】

同じくですが学校におきましては、全ての小中学校で薬物乱用防止教室を実施しております。こちらは朝霞警察や朝霞保健所等と連携して、非行防止の一環として薬物乱用防止教室については義務付けられていますので、年に1回は必ず実施しております。

【松下議長】

はい、高堀委員。

【高堀委員】

具体的にどのように取り組まれているのかということをお伺いしたいのと、もう一つは今アメリカでも流通しているフェンタニルや日本でも問題になっているゾンビタバコなど、一見薬物をやっているのか分からないような、昔の薬物と違う薬物が今日本に入ってきている状況があり、志木だとか意外と身近なところで、そういったものが入手できるんだということ、啓発事業について具体的にどれぐらい取り組まれているのかということと最近の薬物の動向に合った啓発事業になっているのかどうかということをお伺いします。

【松下議長】

はい、堤田委員。

【堤田委員】

薬物の関係につきまして、市で直接何かということについては、先ほど教育長が御答弁した各学校の児童、生徒向けに薬物乱用防止教室や授業などを行っていると思っておりますけれど、朝霞保健所が中心になっていて、市として具体的に薬物乱用防止などのキャンペーンを実施したりということは、現状としては特になく考えております。

もちろん朝霞保健所と協力をしながら進めているということですが、実数を把握したりということも市では難しく、実態として捉えられるのは県などが公表している数字しか把握できないというのが実情でございます。ただ、今後につきましては、そのあたりについても検討していけたらと思っております。以上です。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

朝霞警察署生活安全課の根上です。

薬物は専門ではないですが、学校等々と連携して薬物乱用防止教室等に少年補導員等を派遣させていただいて防止に努めているところであります。

また、情報等を入手した場合には、その情報を基に内偵捜査等を実施している次第でございます。以上です。

【松下議長】

はい、高堀委員。

【高堀委員】

具体的に薬物の啓発事業を年どれぐらい取り組まれているのかというのがさっきの質問と内容がブラッシュアップされているのかどうかという質問です。

【松下議長】

はい、金子委員。

【金子（二）委員】

15の小、中学校で、例えば小学校と中学校はこどもの状態も違いますし、発達段階の違うあるいは子どもたちの実態が異なりますので、それぞれの学校のニーズに応じて、フォーカスを当てた題材あるいは講師を呼んで、薬物乱用防止教室を行っていますので、様々な内容あるいは形態があるかと思えます。その中で本校朝霞第一小学校につきましては、6年生を対象に薬剤師を講師としてお招きしました。前半は厚労省のYouTube動画を放映して薬物についての一般的な知識を踏まえて、いわゆる大麻から始まってデリケートな薬物等も含めて最近はこういったものも非常に危険なものとして注意を張らなくてはいけないという情報を与えた上で、実際に例えば先輩であるとか、身近な大人から声をかけられたらどう断ったらいいか、そういった実際の場面での役割等も含めて、子どもたちの力をつけさせるような内容で1時間弱でしたけれども実施しております。以上です。

【高堀委員】

ありがとうございます。

【松下議長】

よろしいでしょうか。ほかに御質問ございますか。

はい、原委員。

【原委員】

不登校と登校渋りの件でお伺いしたいのですが、令和7年度青少年健全育成事業概要を見てみますとほとんど触れられていないです。全国の小、中学生で354,000人。これは全く学校に来られないという形で、登校渋りも含めるとその何倍にもなるのではないかと考えております。朝霞市でもこの5年間で該当する児童、生徒が2倍になっています。非常に大きな問題になっているものと捉えています。

この事業概要でもどこが中心になって、どういう位置付けでやられているのかが分かりにくいので、もっともっと強力に進めていただきたいなというふうに思っております。

昨年の9月からスペシャルサポートルームも具体的な動きが始まりましたけれども、こういったことについても窓口やこれからどういう方向に向かっていくのか、分かる範囲内で教えていただければと思います。

【松下議長】

二見委員お願いします。

【二見委員】

不登校に関しましては、小学校、中学校、高等学校でも同様に本当に大きな課題となっております。

国で教育の機会均等法というのでも出まして、不登校の解決方法の一つとして、学校復

帰だけがゴールではなくて様々な教育を受ける機会を確保するといった方向で進んでおりますが、何よりも子どもたちが学校に来られない状況については、それぞれのこどもの状況に応じて対応したいと思っております。委員御指摘のようにスペシャルサポートルームというのは、基本的に小学校を中心にいわゆる学校に来づらい子、あるいは学校に来て教室に入れれないといった児童、生徒を対象に各学校において設置をするものです。これは文科省のCOCOLOプランの中で示されているものでございます。本市におきましては、去年9月から朝霞第六小学校に設置いたしました。将来的に全校に設置したいと思っておりますけれども、それぞれの学校においてボランティア等のお力をお借りして既に複数の学校において、自校設置のスペシャルサポートルームを設置しています。原委員にも大変お世話になっているところでございますけれども、ボランティア、あるいは地域の皆様の善意によって支えられているということもありますので、市としてなるべく小学校に設置をしていきたいと思っております。

非常に厳しい状況がある中、この青少年健全育成事業といった中に不登校というところがどういうふうに入ってくるかという部分については、事務局と相談してまいりますけれども、学校として不登校問題については大きな課題と思っておりますので取り組んだところでございます。

【松下議長】

はい。ちなみに佐藤委員はいかがですか。高校の立場で何かございましたらお願いします。

【佐藤（成）委員】

県立高校の場合は入学試験があって、そこで不登校の生徒を特別にほかの生徒とは別枠で入試を行うという制度もございます。学力検査の成績に基づいて入試を行うということで、不登校の生徒ですと調査書に成績がつかないという生徒もいらっしゃいますので、

学力検査や面接を行う学校については、面接試験を利用して入試を行うというのがあります。

高校に入学してからは、小学校や中学校と違って、履修と習得の問題がございまして、一定以上出席して授業を受けるということで履修があり、そして定期考査等できちんとその学力が確保できたことで習得につながっていきますので、できる限り登校して履修ができるように指導をいたします。

コロナ禍以降で、各学校のWi-Fiが整ってまいりまして、遠隔授業なども可能になってまいりましたので、どうしても家から出られないという場合に教員が学校からリモートで授業の様子を生徒に見せるということも考えられると思います。ただ、それで出席扱いになるかどうかというのは、個別に精査しなければいけないところもありますが、そういったところから徐々に学校の授業の様子を知ることによって、登校のきっかけになるという生徒もたくさんおります。

Wi-Fi等のICTを活用した授業が解決のきっかけにはなっていると思っております。以上でございます。

【松下議長】

はい。ほかに御質問はよろしいでしょうか。御質問がないようですので、議題（1）について終了といたします。

続きまして、議題（2）「朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向について」資料6をお手元に御用意ください。それでは、御説明をお願いします。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

朝霞警察署の生活安全課の課長代理の根上と申します。この度は、青少年犯罪の動向について、お話する機会をいただきまして誠にありがとうございます。まず初めに、朝霞警察署管内における令和7年中の刑法犯の認知件数についてお話させていただきます。

なお、これからお話する数値は、令和7年12月末の朝霞警察署調べの暫定値で確定値ではございませんので、御了承願います。

まず、刑法犯認知件数という言葉ですが、窃盗、詐欺といった財産犯、暴行、傷害といった粗暴犯、その他、殺人等の凶悪犯罪について、警察が犯罪を認知した件数のことを言います。

令和7年12月末の朝霞警察署管内の刑法犯認知件数は1,869件と前年から83件減少しております。朝霞警察署管内における刑法犯認知件数は、平成16年には7,098件ありましたが、年々減少し、令和3年には1,252件となり、約82.3%減少しました。しかし、令和3年以降は、年々増加しており、令和6年の朝霞警察署管内の刑法犯認知件数は1,952件と前年から大幅に増加しております。令和7年の刑法犯認知件数は、令和6年と比べると若干は減少したとはいえほぼ横ばいと言えます。

朝霞市、志木市、和光市の市町村別の刑法犯認知件数ですが、朝霞市が969件で前年比マイナス43件、志木市が434件で前年比プラス42件、和光市が445件で前年比マイナス84件となっております。

昨年、朝霞警察署管内で増加が目立った犯罪は、オートバイ盗と車上狙いになります。特に、オートバイ盗の認知件数については101件と前年比プラス13件で約14.8%増加し、認知件数は県下ワースト1位となっております。

それでは、本題の青少年犯罪の動向について説明させていただきます。お手元の資料6を御覧ください。

資料に記載の犯罪少年、触法少年について説明をさせていただきますと、犯罪少年とは14歳以上20歳未満の少年で、触法少年とは14歳に満たないで、刑罰法令に触れる行為をした少年のことを言います。

令和7年中に埼玉県内で検挙、補導された刑法犯少年は、犯罪少年が1,379人、触法少年が132人の合計1,511人となっております。令和6年と比較して、犯罪少年は240人増加、触法少年は20人の減少となっております。

次に、朝霞警察署管内の動向ですが、当署管内で検挙、補導された刑法犯少年は71人で、前年から4人増加しております。内訳としましては、犯罪少年は60人で前年比6人増加、触法少年は11人で前年比2人減少となっております。

罪種別に言いますと、刑法犯少年のうち71人中41人が自転車盗、オートバイ盗、万引きなどの窃盗犯により検挙、補導されており、半数以上を占めております。朝霞警察署管内で特に目立った少年犯罪は、自転車盗、オートバイ盗や万引きであり、多くの少年を検挙しております。自転車盗やオートバイ盗などの街頭犯罪は、非行の入り口となる犯罪で周囲の誘いや少年特有の好奇心などから、一度でも手を出してしまうと癖となり、結果として複数の非行を重ねることとなります。

また、これらの非行をきっかけに非行集団に加入する少年も多く、一度でも入ると集団から抜け出すことは困難となります。

このまま放置していると、恐喝やひったくりといった犯行にエスカレートするのではないかと危惧しております。本年も朝霞警察署といたしましては、検挙、補導活動、学校における非行防止教室等を積極的に行い、少年の非行防止に努めてまいります。

次に、不良行為少年、つまり少年補導の人数ですが、朝霞警察署における令和7年中の補導人員は298人となっております。前年から45人増加しております。

行為別人数ですが、資料を見ていただくと分かりますように、半数が深夜徘徊、つまり

午後11時以降の外出を占めております。次いで、喫煙、粗暴行為となっております。少年補導活動は、深夜徘徊や喫煙等の不良行為を発見した段階で、少年に対する適切な指導、助言を行うことで少年の非行防止を図るための活動であり、引き続き積極的な街頭補導活動を行ってまいります。

次に福祉犯罪でございますが、令和7年は6件の福祉犯罪を検挙しております。福祉犯罪とは少年の福祉を害する犯罪のことを言い、児童ポルノや児童買春の被害などをいいます。福祉犯罪のほとんどは少年の無知につけ込んだ犯罪であり、決して許すことのできない卑劣な犯行です。福祉犯については、本年も積極的に検挙活動に努めてまいります。

福祉犯罪のきっかけはSNSなどのインターネットサービスが関係します。

最近では、福祉犯罪に限らず、SNSインターネットサービスを利用した誹謗中傷などのトラブルも多く認知しております。これらの犯罪やトラブルに巻き込まれないために、朝霞警察署といたしましては、学校における非行防止教室や各種広報啓発活動を通じた保護者に対するフィルタリングサービスの利用の推奨などを積極的に行ってまいります。

最後になりますが、闇バイトについても説明させていただきます。

闇バイトはSNS等を通じて、簡単にお金を稼げるなどを謳い文句にした投稿、いわゆる犯罪実行者募集情報を信じた者が安易に応募し、重大犯罪に関与し取り返しのつかない結果を招くものです。

代表的なものに、特殊詐欺の受け子や住宅強盗といったものが挙げられます。

朝霞警察署においても、昨年闇バイトのトラブルに巻き込まれた少年が警察に助けを求めに来たケースも認知しております。また、特殊詐欺に加担した少年を検挙しております。

闇バイトは、自身の行為の危険性を認識しないまま、犯罪の首謀者に重大な犯罪に加担させられ自らも犯罪者になってしまうこと、自身の顔写真や住所等を募集者に送付することで犯罪に加担せざるを得なくなっていること、強盗や特殊詐欺の実行犯として犯罪の首謀者から都合よく利用された後、組織の捨て駒として切り捨てられること、といった特徴があり、学校等における広報啓発活動により周知させていきます。

最後になりますが、朝霞警察署では、皆さんとの情報共有を図りまして、青少年の健全育成と青少年を被害者とする福祉犯罪の検挙に力を注いでまいりますので、今後とも御協力をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

【松下議長】

ありがとうございました。

ただいま議題2について御説明がありましたが、御意見や御質問はございますでしょうか。

はい、渡邊委員。

【渡邊委員】

最後に闇バイトについてお話がありましたが、今の子どもたちは経済的な部分が影響していると思いますけれども、手近にお金欲しいという現実のところがあってそういう結果になってくると思いますけれども、小学生でも最近、投資の本を読んだりして、いろいろな方法で身近なところにお金のことに関する接点ができるような情報をSNSで様々入手できる時代になってきています。警察だけではなくいろいろところで金銭感覚やお金に関する知識をどうやって伝えていくかということがより重要になってきていると思います。

今までの事例でそういう対象になったお子さんのバックヤードはどんな感じでしょうか。そこに触れるまでの経緯をお聞きしたいです。

【松下議長】

根上様、よろしいですか。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

警察に助けを求めに来た少年とか見ていると、SNS等で簡単に稼げる、特にSNS上だと甘い言葉といいますか、犯罪に加担するということは一切触れてなくて、実際応募してみると身分証を送るという前提があるので、逃げられない状況を作った上で家族等に危害を及ぼすと脅されて、それと引き換えに実行を強要されているということがあります。

【松下議長】

経済的なことはあまり関係ないということでしょうか。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

中高生となると経済的というよりは、楽しんで簡単に稼げるということで安易に募集してしまっているということがあります。

【松下議長】

ありがとうございました。ほかに御質問はよろしいでしょうか。
はい、外山委員。

【外山委員】

闇バイトについてお聞きしたいのですが、報道等を見ていると10代から20代の若者が関わっていて、身近になっていると思います。

また、大学生の4割が勧誘を受けたことがあるとアンケートで回答しているのを何かの報道で見たこともあります。SNS上でそういったものを見かけることがあるということだと思います。

朝霞市では、闇バイトで実際に困って相談に来る方が多いのか、闇バイトで検挙されたとかそういう数字はないのでしょうか。この犯罪少年とか触法少年の数字は出ていると思いますが、闇バイトについての発生件数とかは把握されていないのでしょうか。

【松下議長】

根上様、お願いします。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

特に闇バイトに起因する犯罪について、公表している数字は今のところありません。

例えば、特殊詐欺の受け子となると朝霞市の少年というよりは、ほかの場所から来て犯行に及んでいる状況があるので、朝霞警察署管内で闇バイトに起因して犯罪行為に及んだという件数について把握はしておりません。

【松下議長】

あと、警察へ相談に来たことがあるかという質問もあったと思います。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

昨年も実際、闇バイトに関して先輩から話があったという相談は受けております。

【松下議長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい。高堀委員。

【高堀委員】

今、御説明のあった青少年犯罪の動向について、確認したいのですが犯罪少年と触法少年の違いについて、もう1回説明していただいてもよろしいですか。

【松下議長】

根上様、お願いします。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

犯罪少年は14歳以上20歳未満の少年のことを言い、触法少年は14歳未満の少年のことを言います。

【高堀委員】

その上で、令和7年度の触法少年の数値を見たときに埼玉県内で132人、朝霞警察署管内で11人ということで割合的に見ると意外と高く、おそらく8%超というところで、埼玉県内に非常に多くの自治体がある中で朝霞が8%を占めているということで、この数値の高さについて、まずお聞きしたいと思います。

【松下議長】

根上様、お願いします。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

昨年の傾向で言いますと、春から夏にかけて犯罪少年によるオートバイ盗を複数、検挙しております。一方、それ以降はどちらかという触法少年による犯罪が目立ってきていて、検挙活動等を実施している状況でございます。

【松下議長】

はい、高堀委員。

【高堀委員】

先ほどオートバイ盗というお話がありましたが、これが県下ワースト1位という言葉もあったと思いますが、ここの部分の具体的な事案を少し御説明お願いできますか。

【松下議長】

根上様、お願いします。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

オートバイ盗については、スクータータイプのバイクを盗む犯罪を多数認知しております。

発生場所の防犯カメラの映像等で少年の犯罪を浮上させたり、乗車している少年に声

をかけたりにして、それが盗品だったというところで認知しているということです。

【高堀委員】

オートバイを窃盗した方が朝霞市内に住まれている青少年ということですよ。

【松下議長】

根上様、お願いします。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

朝霞市内の少年が多いのですが、他署管内からこちらに来て盗んでいるという少年もいます。ただ、大きなところは朝霞警察署管内の少年による犯行が目立っております。

【松下議長】

はい。高堀委員。

【高堀委員】

朝霞警察署管内から出ている数値というのは、必ずしも朝霞市民ではないという理解でよろしいでしょうか。

【松下議長】

根上様、お願いします。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

朝霞市民以外も含まれています。

【松下議長】

ありがとうございます。

はい、高堀委員。

【高堀委員】

次に、不良行為少年の（２）行為別人数で、これは延べ人数ということでしょうか。例えば、タバコを吸いながら深夜徘徊していたとか、タバコを吸いながら飲酒していたとか、そういう複数に係る事案もあると思いますが、それはこのどちらにも１人、１人とカウントをするのでしょうか。

【松下議長】

根上様、お願いします。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

これは同一機会であれば、一つの主たるものがカウントされます。ただ、機会が別の場合は、同じ人物であっても１人として計上されます。

【松下議長】

ありがとうございます。

はい、高堀委員。

【高堀委員】

最後に国籍における近年の傾向について、お伺いしたいと思います。今、朝霞市内に住まれている外国籍の方が5,000人を超えてきている状況があります。例えば川口市でも8%ということで、40,000人から50,000人ぐらいの外国籍の方が暮らしているのですが、ここに出てきている数字の中で外国籍の方の傾向はどのような感じでしょうか。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

朝霞警察署管内だけの動向であれば、大きなところは日本国籍の方です。日本の中高生が多いという状況です。

【松下議長】

はい。高堀委員。

【高堀委員】

外国籍の方は、今のところいないという理解でよろしいですか。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

全くではないですが、全体的に見ると日本国籍の方が多い状況です。

【高堀委員】

朝霞警察署管内だけじゃなく、埼玉県内で見たとときもやはりこの外国籍の方というのは、そこまで多くないという認識でよろしいでしょうか。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

国籍別の人数等については、埼玉県から集計が来てないので、現在お答えできる情報がありません。

【松下議長】

今のは、朝霞市という訳ではなく、あくまでも朝霞警察署管内の人数等に対するお答えということですのでよろしいですね。

【朝霞警察署生活安全課・根上課長代理】

はい。

【松下議長】

はい、承知しました。

ほかに御質問はありますか。質問がないようですので、議題（2）について終了といたします。根上様、誠にありがとうございました。

続きまして、議題（3）「朝霞市児童館における食事支援の取組について」資料7をお手元に御用意ください。それでは、御説明お願いいたします。

【朝霞市社会福祉協議会・赤澤専門員】

私は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 高齢者・児童福祉課子ども子育て支援係はまさき児童館の赤澤と申します。

いつも本会の地域福祉推進事業に御理解、御協力いただきありがとうございます。

昨年こちらの会議において、本会、高齢者・児童福祉課長の川合から朝霞市児童館における中高生対策事業について、主にほんちょう児童館の開館にあたっての取組などから報告したところですが、本日は、ほんちょう児童館で行われている事業の内容と、ほんちょう児童館のみでは対応しきれないニーズをはまさき児童館が補うことによって、はまさき児童館でも中高生対策事業が活発になっている現状についてお伝えします。

朝霞市にある児童館を平成12年度から本会が管理運営を受託し、現在、市内にある6館全てを指定管理者制度の下に運営しています。

令和元年10月に開館したほんちょう児童館は、開館時間を午後8時までとし、全館でWi-Fiが使えるように整備されており、中高生世代が過ごしやすい環境が整っている中、職員による工夫を重ねた仕掛けの中で、利用者が定着してきたことは、昨年の報告にてお話ししたところです。

右側の本会の公式Xからの画像になりますが、令和6年1月13日に、ほんちょう児童館でこども未来課主催のこどもミーティングを行いました。ほんちょう児童館での取組の一例となりますが、こどもミーティングとして市役所職員による聞き取りを行うと中高生に伝えても敷居が高い様子が見受けられたので、クッキング事業を併せて行いました。クッキングとしてサンドイッチ作りを行うと30人が参加してくれました。

児童館では、6つの館、全てで利用者の皆様から居場所として選んでいただけるように相手の立場に立った接遇を心がけて対応しています。

中でもほんちょう児童館では、中高生と信頼関係ができるように試行錯誤しながら日々の関わりから努力し利用者の定着、増加を図っています。また、関係性の中からニーズをひきだして、事業展開しており、中高生応援事業として中高生が企画した事業も展開しています。

左の公式Xの画像は、令和6年5月に、ほんちょう児童館で「お腹が減っている」、「食べ物がいい!」というニーズから3階の活動室のミニキッチンにてチャーハンを作った際のもので、「必要に応じてひとりでごはんが作れたら良いな」という思いものせて、別の機会でも実践できるように簡単なメニューにしています。

右の画像は、令和7年5月に、高校生から自分たちで事業を企画したいという声を受け、精神疾患と哲学を身近に感じてもらうことを目的として行ったものです。「友達に無視された」「SNSで悪口を言われた」といった私生活で起こりうる出来事に対して、自分ならどうするかゲーム形式でディスカッションしました。

こちらはどちらも今年の10月31日のハロウィンの様子の画像ですが、左がほんちょう児童館の「中高生タイム」の様子、右がはまさき児童館の未就学児向け事業「ちびっこランド」で浜崎老人福祉センターと交流したときの様子です。画像の比較からも世代によってのハロウィンの楽しみ方に違いがあることがよく分かり、ほんちょう児童館のハロウィンでは、中高生らしく、館内で自前のメイクをする子もいました。

中高生世代へのアプローチは、考え方も行動もより大人に近い未成年であるが故に容易ではありませんが、相手に寄り添った対応ができるように心がけているところです。

ほんちょう児童館4階には遊戯室があり左の画像にありますように卓球大会なども実施していますが、建物の構造上、バスケットボールのゴールは設置していないので、バスケットボールやバトミントンといった本格的に身体を動かしたいというようなニーズに対応できていませんでした。

そこで、ほんちょう児童館では、はまさき児童館にアリーナがあることを中高生に伝え、はまさき児童館ではアリーナ開放時間の整備を行うことで中高生の受け入れ体制を整えました。具体的には、コロナ禍で利用を制限していたものを、昨年5月から拡充し、部活動の地域移行などという世間の動きも視野に入れて整備しました。平日・土日ともに乳幼児が午後3時15分からの30分間、小学生が午後3時45分からの45分間、

中高生が午後4時30分から閉館までの1時間と変更し、さらに、土日は午前10時30分からの1時間を全ての年齢を対象に中央の仕切りネットでボールエリアとコンビカーなどのボール以外のエリアでわけて開放しています。毎週、土曜日に加えアリーナが空いていれば、日曜日にも実施している小学生以上を対象にしたドッジボールタイムは中高生にも大人気です。

アリーナ開放の拡充にあたり、昨年7月からは、来館者からいただいた意見を検討した結果、利便性を重視し、靴と靴下をぬいで、裸足で遊んでもらうように変更しました。裸足での利用開始にあたり衛生面を考慮し、共有で利用する作業所、老人福祉センターと使用後のモップかけの徹底を申し合わせて実施しています。

右の画像は、令和6年8月のはまさき児童館の中高生タイムの様子で、焼きそばとおにぎらずを作って食べた後、アリーナで身体を動かしました。アリーナの周知をかねて令和6年7月から中高生タイムを毎月開催しています。ほんちょう児童館での中高生対応のノウハウを参考にクッキングと併せて中高生タイムを実施し、10月以降、毎月15人程度の利用が定着しました。

各中学校で行われている朝霞市社会体験事業～ふれあい3days～でははまさき児童館の体験をきっかけに利用しはじめ、中高生タイムに顔をだしてくれる子もいます。

左の画像は昨年1月の中高生タイムの様子です。クッキングを3階の児童館内の活動室で実施し、その後に2階のアリーナで遊ぶといった組み立てで実施していました。この日は、15人の参加があり、ペッパーライスを作って食べた後、アリーナで身体を動かしました。

右の画像は2月の様子です。2月からは、2階の調理実習室にクッキングの場所を変更して、より多くの来館者を受け入れられるように、また同じ2階にあるアリーナと効率的に行き来できるようにしました。この日のメニューは、つゆだく豚丼でした。

中高生タイムを利用された子を迎えに来た保護者からは「自由にボール遊びできる場所が少ないので、アリーナの開放はありがたく、良いリフレッシュになっているようだ」とのお話をいただきました。

左の画像にある3月の実施にはハヤシライスを作り、36人の参加がありました。右の画像にある4月には、2月に好評だったつゆだく豚丼を再度作り、60人の参加がありました。アリーナのPRの甲斐あってか、令和5年度のはまさき児童館の中高生世代の利用者数が年間597人だったのに対し、令和6年度は、1,664人となりました。

右の画像の4月の中高生タイムには、前年度小学6年生だった、中高生タイムを待ちに待っていた新中学1年生がたくさん参加してくれ60人も利用があり、職員の目が行き届かず、5人もの参加者の財布が紛失してしまう痛ましい盗難が発生してしまいました。それ以降、貴重品の管理について気をつけていただけるよう放送・掲示物・個々への声かけで対応し、老人福祉センターで使用していた鍵付きのロッカーをアリーナの出入口付近に移動して必要な方は、利用できるように環境を整えました。

左の画像は、6月のほんちょう児童館の中高生タイムで「あさかニコまる食堂」の方々に御協力いただき「お好み焼き」を実施したときのものです。ほんちょう児童館では、令和6年度からこども食堂と連携し、フードロス、貧困対策も兼ねて、また、「両親が共働きで家に帰っても親がいないためご飯が食べられない」、「『外で食べてきなさい』と言われたがお金がない」等の中高生からの声を受けて、午後5時30分以降、お湯を注ぐなどして簡単な食べ物の提供も行ってきました。

企業が実施している「フード・ドライブ」、こども食堂で実施している「フード・パントリー」さらに、埼玉県フードバンクネットからいただいた食品は、中高生向けにフードロス対策として提供しています。また、こども未来課経由でフード・ドライブキャンペーンからいただいた食品も活用しています。

左の画像は、はまさき児童館7月の中高生タイムの様子です。6月からは、ほんちょう児童館でつながりのあった「あさかニコまる食堂」の方々にボランティアとして参加をいただき調理事業を実施するように変更しました。

あさかニコまるパントリーからアルファ化米の提供をいただき、7月27日のメニューは豚汁とアルファ化米のおにぎり、8月のメニューはアルファ化米を使ったハヤシライスでした。

調理をこども食堂のスタッフにお願いすることで職員の目が全体に行き届くようになり受け入れ体制が強化されることにもつながりました。

右の画像は9月28日の様子です。この日のメニューは中華丼でした。

気の合う仲間と食べる温かい食事は、格別なようで画像からもお伝えできていると思います。

こども食堂のスタッフの方が調理の事業に入ることにより、スタッフの方とも話が弾み地域で活動する団体である「こども食堂」の周知にもつながっているように感じました。スタッフの方に参加した子が大きい声で「ごちそうさまでした」といってくれ、こども食堂の方も嬉しそうな表情で応える姿が印象的でした。

10月からは、こども未来課の協力を得て、「児童館withこどもの居場所ネット～おなか&こころ いいじゃん～」をはまさき児童館、ほんちょう児童館で順番に毎月行うこととなりました。この取組は、こどもの居場所ネットである「こども食堂」と「青少年相談員」に御協力いただき、ご飯を食べて、青少年相談員の方々と遊んだり話したりしてお腹も心もいっぱいになろうといった企画です。右の画像は10月26日に初めてはまさき児童館で実施した時の様子です。この日のメニューは、「ハヤシライス」で40人の参加がありました。11月16日は、ほんちょう児童館で「おにぎりと豚汁」を実施し、はまさき児童館でも中高生タイムを実施していたので、ほんちょう児童館からのお裾分けのおにぎり・豚汁、そして足りない分はカップラーメンを提供しました。あさかニコまるパントリーからいただいたチューリップローズのお菓子もあり、参加した子は大喜びでした。左の画像は12月21日に、中高生からのリクエストに応じて、はまさき児童館で「ミネストローネとおにぎり」を実施した時のものです。こども食堂から、寄附のホールケーキを譲り受け、併せて提供しました。参加した子はお腹いっぱいになり大喜びでした。

当初限定50食でスタートしたこの事業ですが、こどもたちを前にして、50食きっかりで終わらせるわけにもいかず、12月はおよそ80食分を用意し対応しました。参加した子からは「おかわりしたい」との声が多く、その声にある程度対応して満足感を感じてほしいという思いから、提供食数を増やしたいと考えています。また、協力いただく団体へのアテンドの方法、サブ会場であるもう一方の児童館への食事の運搬方法など今後も調整が必要な案件も多く、参加者の様子を受けての実施方法の改善の検討も必要と感じているところです。数回実施した様子から見えてきたことは、居場所ネットのボランティアさんたち作り手側も提供する食事づくりを通して生き活きと輝いており、食事の提供側のやりがい、さらには生きがいにもつながっているようにも感じます。参加しているこどもたちの表情や作り手側の様子から「食べることは生きること」だと改めて感じることもあり、「食品は人の命を預かるもの」が故に衛生面などの細やかな配慮をしなければならず大変さもありますが、苦勞の分、あたたかさも伝えられると実感しています。

そして、地域福祉推進やつながりづくりを使命とする社協としての役割にも深く関わっているように感じます。

はまさき児童館では、中高生への取組が、ほかの世代の親子にも好意的に理解してもらえるように、毎月第4金曜日にあさかニコまる食堂からいただく作りたてのおにぎり

を中高生に配布するほか、食物アレルギーに配慮して保護者が一緒にいる親子に渡してこども食堂の周知につなげています。

こちらは直近で行われた1月18日の様子です。左の画像は、ほんちょう児童館で「おにぎり、お餅、豚汁」を実施した画像になっています。お餅はフード・ドライブキャンペーンで頂いたものです。

右の画像ですが、はまさき児童館でも中高生タイムを実施していたので、ほんちょう児童館からのお裾分けのおにぎり、豚汁と12月の食材で未使用となっていた既製品のプリンにチョコ生クリームを添えて、さらにフード・ドライブキャンペーンで頂いた缶詰の果物をトッピングして提供しました。さらに足りない子には、カップラーメンを提供しました。

この日の主体は、ほんちょう児童館でしたが、はまさき児童館の中高生タイムに32人の参加がありアリーナで楽しんでおり、21人の中学生が食事をしました。

参加者数がよめない中で、全員に食べ物が行き渡るように配慮しながら準備しており、特に提供する食べ物の数の取り方には、毎回苦慮しています。

この居場所作り事業は、現在、試行錯誤しながら調整しているところで、次年度以降の取組については実施の状況を踏まえて変化させていく必要性も感じているところです。

どの年代でも同じかと思いますが、第一印象が良いところは自然とまた行きたくなり、そして知り合いにも広めたくくなります。心地の良い場所と感じると、自然と足が向くようになり、そこに居場所ができると感じます。居場所作りのためには、大人が対象であってもこどもが対象であっても同じかと思いますが、信頼関係が生み出せるような働きかけが必要で、信頼関係ができてはじめて、本音の話しもできるようになり、また信頼できるところに心地よさを感じるようになると思います。人と人をつなぐきっかけとして、「食」は、有効と感じますが、それは一つのツールにすぎず、関係性の構築には、日々相手のことを観察して相手を思った言動の積み重ねが重要だと実感しています。信頼関係といっても一朝一夕でできるものではなく、関係性の構築について研修なども取り入れながら学び、実践しているところです。

また、多様性が尊重される昨今は、空間の住み分けを求められることもあり、ニーズに合わせた場所を選択できるように複数の環境を整えることも大切だと、ほんちょう児童館とはまさき児童館の取組を通して感じており、住み分けがまた心地の良さにもつながるように感じています。

このような取組の中で、児童館では信頼関係をもとに安心して相談が打ち明けられるような関係性作りを心がけ努力するとともに、中高生世代特有の悩みや課題に寄り添えるよう研鑽を重ね、行政や関係機関等とともに、地域のネットワークとして青少年の問題に向き合って参りたいと考えております。

これからも引き続き朝霞市児童館での取組に御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

【松下議長】

赤澤様、ありがとうございました。

ただいま議題(3)について、御説明ありましたけれども、御意見や御質問ございますでしょうか。

はい、鈴木委員。

【鈴木委員】

様々な試行錯誤をして、一生懸命頑張っていらっしゃるなと思って関心いたしました。私の自宅の近くにもひざおり児童館があって、これから3月7日、8日で春祭りを開催

するところで、館長さん、職員さんにはいつも御協力を頂いて大変お世話になって助かっていますが、今、こども会がなくなる中、膝折地区町内会ではこども会の発足をして、この間のハロウィンでも地元の店舗5店舗ぐらいに事前に依頼し、配るお菓子をこちらで用意したり、仮装したりしてすごくこどもたちが喜んでくれました。今、こういう中高生の居場所作りとして、ひざおり児童館でも年に1回、2回くらいあったらいいのと思いますが、児童館が6館ある中で、はまさき児童館とほんちょう児童館の2館だけでの実施なのか、理由をお聞きしたいです。

【松下議長】

事務局お願いします。

【事務局・高橋課長】

この取組はここ2年ぐらいで始めた取組でございまして、まずはほんちょう児童館というところがあって、朝霞市で初めて始めましたが、市の北部地区のはまさき児童館でもやってみようということで始めたものでございます。赤澤館長からも御説明があったとおり、この取組を通じてもっと広げていける部分がありましたら、今後、事務局と朝霞市社会福祉協議会で協議をして、検討してまいりたいと考えているところでございます。

【松下議長】

よろしいでしょうか。

はい、赤澤様。

【朝霞市社会福祉協議会・赤澤専門員】

通常の中高生タイムは6館、全ての館で実施しております。ひざおり児童館でも中高生タイムとして企画して、焼きそばを作ったり、ゲームをしたりその時々の中高生からのニーズを拾って、事業を展開しているところです。

【鈴木委員】

分かりました。ありがとうございます。

【松下議長】

ほかに御質問はありますか。

はい、金子委員。

【金子（幸）委員】

私は、みぞぬま児童館、ひざおり児童館とほんちょう児童館に行ったことがあります。いずれの館にも利用者が非常に多く、活気があります。

その中で一つお聞きしたいことが、図書館の勉強するスペースが狭く、地域の公民館の空いている部屋を勉強場所として提供されているということも聞いています。様々な事業を実施している児童館において、勉強するためのスペースがあるのかをお聞きしたいです。

【松下議長】

事務局お願いします。

【事務局・高橋課長】

ほんちょう児童館の3階そのものが中高生専用のスペースになっておりまして、勉強もできますし、自由に過ごすこともできるということで、勉強している子たちも目にすることがあります。

鑑賞室を設けている児童館もあり、中学生以上であれば利用できますので、鑑賞室で勉強ができるようになっていきます。また、先ほど言いましたひざおり児童館は、中高生から定期テストの前には勉強する場所を設けてほしいということで、中高生タイム自体を学習の場ということで実施していることもございます。以上でございます。

【金子（幸）委員】

ありがとうございます。

【松下議長】

補足といたしまして、今回、中央公民館コミュニティセンターが使えない状況で受験生の皆さんからあそこで勉強をしていましたと、使えなくなったのでどうか勉強できる場所を確保してほしいというようお願いをいただきまして、受験の期間までですけれども、南朝霞公民館以外の公民館と総合体育館の会議室を開放させていただいております。

ほかに御質問ございますか。

はい、外山委員。

【外山委員】

中高生タイムで、こども食堂と連携されていて、素晴らしいことだと思います。特にたまさき児童館において、中高生からのリクエストがあるということは中高生に浸透しているということで取組の成果をととても感じています。

その中で、市内にこども食堂が数件ある中、あさかニコまる食堂と連携をすることとなった経緯と、児童館が6館ある中、たまさき児童館及びほんちょう児童館の2館で実施することになった経緯をお聞きしたいと思います。

【松下議長】

はい、事務局お願いします。

【事務局・高橋課長】

ほんちょう児童館で当初始めたときは、社会福祉協議会の第二層協議会という地域の方と社会福祉協議会の職員の方と話し合う機会等がある中で、ほんちょう児童館の館長とあさかニコまる食堂の代表者が一緒に会議に参加していて、食事支援があるという話の中で、私達の団体がやってみますということで始まったのがきっかけだと伺っているところでございます。以上でございます。

【松下議長】

はい、外山委員。

【外山委員】

それが2年前ということですか。

【事務局・高橋課長】

ほんちょう児童館に関しましては、2年前ぐらいから始めていると認識しております。その取組が広がったということで、その後はまさき児童館でもあさかニコまる食堂さんの方がまだまだできますよということだったので、広がっているものと認識しているところでございます。

【松下議長】

はい、外山委員。

【外山委員】

とてもいい取組だと思います。あさかニコまる食堂さんから主体的にやりますよという声が上がって実施したということだと思いますが、様々な成果が出ているのであれば、ほかの児童館に広げていくことやほかのこども食堂さんへ協力を依頼するなどの計画はないのでしょうか。

【松下議長】

事務局お願いします。

【事務局・高橋課長】

今後広げていくという件に関しては、先ほどもお答えさせていただいたとおり社会福祉協議会と調整をしていきたいと思っております。ほかのこども食堂さんにおきましては、学習支援の場におにぎりを提供して下さったりなど、違った形で支援をしてくださっている部分もございますので、ほかのこども食堂さんにもこういった取組があるということでお伝えしていくことが可能と考えております。

【松下議長】

ほかにありますか。よろしいですか。ほかになれば、議題（3）は終了いたします。赤澤様ありがとうございました。

続きまして、議題（4）「その他」で委員の皆様から何かございますか。

ないということで、議事につきましては以上となります。本日は熱心に御協議をいただき、また貴重な御意見をありがとうございました。

今後とも皆様の御協力をいただきながら、青少年の健全育成を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは、議長の職を降ろさせていただきます。御協力ありがとうございました。

【事務局・高橋課長】

松下会長ありがとうございました。最後に事務局より事務連絡が一点ございます。本日の会議録につきましては、事務局で作成の上、会長に確認をいただき、確定とさせていただきます。

以上で令和7年度朝霞市青少年問題協議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。